

令和3年9月1日

公共発注者各位

西日本建設業保証株式会社

デジタル社会整備法施行に伴う前払金保証事業法の改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社保証事業におきましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会整備法）」が令和3年9月1日に施行されることに伴い、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」が改正されました。

これにより、発注者の皆様におかれましては、弊社への保証金請求を電磁的方法（\*）により行うことができることとなりました。

保証金請求に関するお問い合わせについては、弊社最寄りの支店までご連絡ください。

敬具

（\*）電磁的方法については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社が認めるものである必要があります。また、書面等の交付に準ずるものでなければなりません。

※ [公共工事の前払金保証事業に関する法律（令和3年9月1日改正）](#)